

社会館居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1 事業経営法人

法人名	社会福祉法人名古屋キリスト教社会館
法人所在地	愛知県名古屋市南区三吉町 6-17
電話番号	052-612-3370
代表者氏名	理事長 湧井 規子
許可年月日	1961 年 3 月 31 日

2 事業所の概要

事業の種類	居宅介護支援事業所
名称	社会館居宅介護支援事業所
指定年月日	平成 11 年 10 月 29 日
事業所番号	愛知県 2371200250 号

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	・この事業は介護保険制度を利用されるご利用者様を対象に、様々な障がいを抱えながらも住み慣れた御自宅で自立した生活が送れますように支援します。
運営方針	・ご利用者様の心身の状態やその環境に応じて利用者様のご意向を尊重し、総合的かつ効率的に居宅サービスが提供されるように配慮します。 ・ご利用者様のご意向及び人格を尊重し、特定の種類又は特定のサービス事業所に偏ることのないよう公平中立に支援します。

4 職員の職種、人数、及び職務内容

職種	常勤	非常勤
管理者	1 名(介護支援専門員兼務)	
介護支援専門員	1 名（管理者兼務）	1 名

5 担当介護支援専門員

氏名	池田 庸子 久野 千絵
当事業所の都合により担当を変更する場合は、事前に了解を頂きます。	

6 提供するサービスの内容

(1) サービス計画の作成

① ご利用者様への情報提供	地域でのサービス事業者のサービス内容や利用料の情報を、ご利用者又はご家族に提供し、サービスの選択を求めます。サービス事業所については 複数の事業者の紹介を求める事 が出来ます。
② ご利用者状況の把握	ご自宅を訪問させて頂き、ご利用者様及びご家族様と面接し、ご利用者様の能力や既に利用しているサービス環境等の評価を通し、現に抱えている問題点を明らかにし、自立した生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握します。
③ 居宅サービス計画の原案作成	解決すべき課題に基づき、地域でのサービス提供体制も考えて、提供サービスの目標と達成時期、サービス提供上の留意点を盛り込んだ計画の原案を作成します。 サービス事業所については、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事 が出来ます。
④ サービス担当者との連携	原案に位置づけたサービスの担当者との会議（サービス担当者会）や照会等により、原案について専門的見地からの意見を求めます。
⑤ 居宅サービス計画の確定	原案でのサービスについて、保険給付の対象となるかどうか区分した上で、居宅サービス計画の内容をご利用者様又はご家族様に説明し、同意を得ます。
⑥ 計画実施状況の把握と連携調整	毎月1回はご自宅を訪問し、継続的にご利用者様の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画を変更します。

(2) サービス内容

情報の提供	居宅サービスに関わる様々な情報を提供します。
要介護認定申請の代行	ご利用者様のご依頼に基づき、市町村の窓口に(新規・変更)の申請を代行します。更新については郵送します。 ただし、代行にあたっては、ご利用者様の介護保険被保険者証をお預かりします。
関連機関との連携調整	居宅介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等との連携調整を図ります。
給付管理票の作成・提出・管理	保険給付にかかわる給付管理業務を行います。 毎月10日までにサービスを確認し、国民保険団体連合会へ提出します。
その他の行政手続きの代行	介護保険制度の有効な利用の為に必要な行政手続きを代行します。

7 利用料及びその他の費用

区分	項目	料金	利用者負担
利用料	居宅介護支援費		なし
	要介護 1 ・ 2	12,000 円	
	要介護 3 ・ 4 ・ 5	15,591 円	
	加算（各々、用件を満たした場合に算定します。		
	初回加算	3,315 円	
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,762 円	
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,210 円	
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,972 円	
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,630 円	
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,630 円	
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8,272 円	
	退院・退所加算（Ⅲ）	10,497 円	
	緊急事等居宅カンファレンス加算	2,210 円	
	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,315 円	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,315 円	
	法定代理受領不可の方(※ 1)	上記介護度別料金+加算	
交通費	提供地域内の御利用者様宅への訪問		無料
	提供地域外		片道 5 km未満 500 円 片道 5 km以上 900 円

※注1 保険料の滞納等により、保険給付さない方、又は償還払いの方

❖利用料金の現金払い（注1）

現金	当事業所が居宅介護計画を法定代理受領出来ない事が判明し、ご利用者様に請求を送付した時点より2週間以内に現金にて申し受けます。 交通費については、訪問ごとに現金にて申し受けます。
----	---

8 営業日及び営業時間、通常の事業実施区域

営業日	月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日及び12/30～1/4を除く）
営業時間	9：00～17：30
提供地域	名古屋市南区全域 上記の地域以外でも御希望の方はご相談下さい。

9 苦情等申立先

居宅介護支援に関するご相談や苦情、及びサービス計画に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は遠慮なく御連絡下さい。

苦情受付担当者	池田 庸子（管理者） ご利用時間 開所時間内 電話番号 052-619-6257 FAX 052-619-6267
苦情解決責任者	久納 満喜（高齢部部長）
行政機関	南区役所福祉課介護保険係 電話 052-823-9412 愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情調査係 電話 052-971-4165

10 第三者委員

中立な立場から苦情の解決に当たるものとして、下記の第三者委員が設置されました。そちらに直接連絡頂いてもかまいません。

石橋 尚子	052-624-5803
湯浅 登	0562-83-4407

11 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、ご利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、ご利用者様ご家族様等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

12 秘密の保持

- （１）職員は業務上知り得たご利用者様、ご家族様の秘密保持を厳守します。
- （２）職員であった者に、業務上知り得たご利用者様又はご家族様の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約内容に含むものとします。

1 3 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

- ① 事業所との契約期間中に他の居宅介護支援事業所による居宅サービス計画の作成は出来ません
- ② 入院された場合、入院先医療機関に担当介護支援専門員の氏名をお伝えください。
- ③ 介護福祉施設への入所申し込みをされた場合は、必ずご連絡下さい。
- ④ 要介護等認定期間中に、変更申請をされる場合は、必ずご連絡下さい。
- ⑤ 訪問予定時間、面接予定時間を守るよう極力努力しますが、交通渋滞等の理由により遅れる事があるかもしれませんので予めご了承ください。
- ⑥ 訪問時のお茶やお菓子の接待、また金品の譲渡はお断り致します。

付記

- 1、記載されている内容は、2025 年 4 月 1 日現在のものです。
- 2、サービス内容や利用料金でその内容の変更により、ご利用者様に影響があると思われる変更については、変更の 2 ヶ月前に当事業所に掲示版にて公表致します。

重要事項説明書について説明を受け同意しました。

_____ 年 月 日

氏名 _____